



鳥取県公報

平成18年 1月24日(火)
第 7 7 5 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (35) (西部総合事務所福祉保健局) ... 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (2件) (36・37) (協働推進室) 2
	身体障害者福祉法による医師の指定 (38) (障害福祉課) 2
	土地改良事業の工事の完了 (39) (耕地課) 3
	地域森林計画の変更予定 (3件) (40~42) (林政課) 3
	保安林の指定の解除 (43) (森林保全課) 4
	保安林の指定の解除予定 (44) (〃) 5
教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) 5
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (森林保全課) ... 5
	土地収用法施行令に基づく公示による通知 (管理課) 7
調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 8
正 誤	平成17年11月18日付鳥取県告示第855号中訂正 11

告 示

鳥取県告示第35号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の4 第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成18年 1月24日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9	アイリスケアセンター 米子	米子市加茂町二丁目 113	居宅介護	平成18年 1月20日
〃	〃	アイリスケアセンター 米子東	米子市上福原三丁目 8 - 1	〃	〃

鳥取県告示第36号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年3月10日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月24日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成18年 1月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 陽和会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
石上 歩
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市宮長270 - 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第37号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年3月11日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 1月24日

鳥取県企画部長 上 場 重 俊

- 1 申請のあった年月日
平成18年 1月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人悠ゆうの郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
原田 正
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市青谷町蔵内153 - 1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者・障害者等に対し、介護サービス、その他関連するサービスの提供に関する事業を行い、利用者の在宅での自立支援を促進し、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第38号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏名	勤務先
内 科	じん臓機能障害	野口 圭太郎	米子市車尾四丁目17 - 1 独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
整形外科	肢体不自由	山本 哲章	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
整形外科	肢体不自由	服部 明典	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
整形外科	肢体不自由	亀山 康弘	東伯郡三朝町大字山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
脳神経外科	肢体不自由	近間 正典	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
循環器科	心臓機能障害	垣下 幹夫	鳥取市的場一丁目 1 鳥取市立病院
内 科	呼吸器機能障害	重岡 靖	米子市西町36 - 1 国立大学法人鳥取大学医学部附属病院

鳥取県告示第39号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
琴 浦 町	基盤整備促進事業平田ヶ平地区区画整理	平成16年 7月 7日

鳥取県告示第40号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 縦覧に供する期間
平成18年 1月24日から30日間
- 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第41号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成18年 1月24日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び中部総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第42号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成18年 1月24日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、西部総合事務所農林局及び日野総合事務所農林局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

鳥取県告示第43号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡琴浦町大字八幡字山ノ下200の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第44号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字戎690の36

2 保安林として指定された目的

飛砂の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第1号

定例教育委員会の会議を次のとおり召集した。

平成18年 1月24日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

1 日時 平成18年 1月26日（木）午前10時～

2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室

3 議題

(1) 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正について

(2) その他

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年 1月10日付鳥取県告示第14号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

向井 柳蔵	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の 1
藤田 梅野	〃
國政 義隆	〃
伊藤 禎洋	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の 5
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の 9
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の10
〃	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の16
安道 久次郎	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の60
國政 義隆	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の66
小松 美代子	八頭郡智頭町大字西宇塚字大畑谷1188の99
三輪 章治	八頭郡智頭町大字大背字クビキレ1445の 1
〃	八頭郡智頭町大字大背字クビキレ1445の 8
小山 健一	八頭郡智頭町大字大背字クビキレ1451
三輪 章治	八頭郡智頭町大字大背字大蔵1455
〃	八頭郡智頭町大字大背字大蔵1456
〃	八頭郡智頭町大字大背字大蔵1458の 1
〃	八頭郡智頭町大字大背字大蔵1458の 3

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 智頭町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成18年 1月24日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住 所	氏 名
米子市上後藤六丁目 1 - 10 川井ハイツ B - 4号	荒嶋 勝
埼玉県さいたま市見沼区堀崎町1256 - 2	森本 安俊
滋賀県草津市平井四丁目 5 - 18 三上荘	中田 孝恵
千葉県船橋市古和釜町791 - 1 船橋百寿苑	大西 徳次郎
岡山県美作市湯郷176 - 1	瀬戸根 勝義
大阪府東大阪市大蓮南五丁目10 - 11	中島 民夫
東京都江戸川区中葛西三丁目34 - 13 ウェスタン葛西店	長田 茂
滋賀県草津市芦浦町34	中田 和久
奈良県天理市兵庫町447 - 1 岡部文化住宅	氏 秀子
大阪府大阪市大正区千島一丁目23 - 26 ビーナスホーム千島園	西村 一雄
鳥取市永楽温泉町509 永楽マンション201号	谷口 友也
米子市目久美町38 - 8 コーポ広戸202号	荒嶋 薫
大阪府豊中市庄内幸町二丁目14 - 10	山田 仁司
鳥取市新品治町70 - 8 サンハイツ6号	田中 学
鳥取市河原町中井27 - 3	西田 さゆり
大阪府大阪市東住吉区湯里二丁目 1 - 11 シャルムメゾン針中野 501号	瀬戸根 俊明
鳥取市下味野34 - 11	中島 一夫
倉吉市上米積364	藤本 美知子
鳥取市河原町佐貫1002 - 8	中山 保義
鳥取市河原町佐貫1107 - 17	中山 秀範
鳥取市馬場208 - 1	村田 繁春
京都府京都市西京区大枝西新林町四丁目 5 12棟504号	森下 美恵子
大阪府堺市桜之町西一丁目 2 - 15	棕田 博
鳥取市下味野34 - 6	西本 節夫
鳥取市下味野178	西本 千代美
鳥取市下味野183	田中 悦子
鳥取市下味野176	中田 均
東京都豊島区北大塚三丁目20 - 18 ユースフル大塚205号	日高 宏之
鳥取市桜谷688 桜ヶ岡ハイツ A - 103号	伊藤 奈美
岡山県津山市院庄820 - 1	杉岡 頼子
鳥取市河原町曳田1013 - 2	西村 法子
鳥取市下味野41 - 8	中田 進
千葉県市川市中国分二丁目21 - 9 グリーンヒルズ 1 番館203号	山田 照夫
愛知県西春日井郡師勝町大字鹿田字丹波屋敷228 セゾンコザワ201号	坂本 弘壽
香川県高松市木太町3212 - 14	逢坂 朋枝

兵庫県神戸市兵庫区菊水町九丁目 1 - 5 菊水荘101号室	田村 ひとみ
鳥取市古海748 - 14	田村 昇志
鳥取市古海748 - 14	田村 智恵美
鳥取市下味野32 - 8	前嶋 憲夫
鳥取市数津21 - 1 県住303号	中山 美佐江

2 公示事項

篠田南谷川通常砂防工事に係る裁決申請事件に係る土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づく平成18年1月12日付け審理の期日等の通知は、1に掲げる者の住所地に本人がいない、又は受取人不在のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県土整備部管理課（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年 1月24日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

鳥取県立厚生病院清掃作業 一式

食器洗浄作業 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記入方法等

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

(3) 平成18年1月24日（火）から同年3月14日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入

札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第8号の事業の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前の建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、同項第6号の事業の登録を受けている者を含む。）であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。
- (6) 平成11年度以降に鳥取県が発注した本件施設に係る清掃業務又は延べ面積が6,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院総務課

4 入札手続

- (1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院総務課施設管理担当（本館2階）

電話 0858 - 22 - 8205（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成18年1月26日（木）から同年2月14日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時までの間交付する。

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

平成18年3月14日（火）午後3時（郵便等による入札書の受領期限は、同日正午）

鳥取県立厚生病院 中会議室（本館3階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成18年2月15日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)で定める金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(5)で定める金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。
この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、財務規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Kousei Hospital and Washing of used tablewares in Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1 set

(2) Supply period : From 1 April, 2006 through 31 March, 2007

(3) Supply place : 150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 15, February, 2006

(5) Date and time for tender submission : 3 : 00 PM 14, March, 2006

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 14, March, 2006

(6) Please contact : Property Management Division, General Affairs Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital
150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan TEL 0858 - 22 - 8205

正 誤

平成17年11月18日付鳥取県告示第855号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁	行	誤	正
3	下から9	字モチデ	字モチデ谷